

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

※記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
岐阜地域		取得・改修	空き家取得費・改修費補助金	定住するために空き家を取得した場合にその取得費の一部を補助。また取得した空き家を改修する場合に改修費の一部を計算して補助。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者：空き家を取得したもの</li> <li>・定住者：①2人以上の世帯、②市外からの転入世帯、子育て世帯、新婚世帯、市内の賃貸物件からの転居世帯、岐阜市空き家バンクに登録された空き家に定住する世帯のいずれかに該当するもの</li> <li>・取得から1年以内に申請するもの</li> <li>※親、子等一定の親族が定住するために取得、改修を行うものを含む。</li> <li>※3親等以内の親族から購入したものを除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの世帯または親世帯若しくは子世帯が定住するために空き家を取得した者、またその取得した空き家を改修する者</li> </ul>	1/2 (改修の場合)	(取得の場合) 30万円／件 (取得した空き家を改修する場合) 50万円／件 ※加算額	改修費補助加算を申請する場合、改修工事の契約・着工前に申請していただく必要があります。 補助金の申請を希望される方は、事前に担当までお問合せください。	住宅・空家対策課
岐阜市		除却	不良空き家除却補助金	市内に所在する不良空き家を除却した場合、その費用の一部を補助。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市内に所在する一戸建て又は長屋建て（区分して所有する場合にあっては、自らが所有する区分の全て。）の住宅であって、次のいずれかに該当するもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等</li> <li>・不良住宅</li> <li>・周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすもの</li> </ul> </li> <li>(2)敷地内の全ての不良空き家等を除却する事業で、次のいずれにも該当するもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が所有するもの</li> <li>・過去4年以内に所有権移転がないもの（相続を除く）</li> <li>・同一の敷地内に現に居住する家屋がないもの</li> <li>・勧告の対象となった特定空家等でないものなど</li> </ul> </li> </ul>	所有者等	1/2	50万円／件	除却工事の契約・着工前に申請していただく必要があります。 申請前に事前相談及び不良空き家の判定が必要です。	住宅・空家対策課
羽島市	除却	羽島市危険空家除却事業補助金	特定空家等の除却費用に対する補助	空家法第14条第1項に基づく助言又は指導を行った特定空家等で、倒壊すれば当該住宅が存する敷地と当該住宅が位置する沿道との境界線を越え、沿道上の通行等に支障をきたすおそれがあるもの	特定空家等の所有者又はその相続人	8/10	50万円／件		生活安全課	

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
岐阜地域		除却	特定空家等除却支援補助金	特定空家等の除却を行う者に対する補助	特定空家等の除却に係る助成	特定空家等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から補助金の交付を受けることに同意を得た者であって、当該特定空家等の除却工事を実施する者	1/3以内	30万円／件	【補助要件】 ①所有権以外の権利が設定されていないこと。 ②所有者等が助言又は指導を受けていること。 ③所有者等が命令を受けていないこと。 ④公共事業の補償の対象となっていないこと。 ⑤当該特定空家等の除却について共有者全員の同意があること。	まちづくり推進課
		改修	空家バンク登録物件改修補助金	空家バンク登録物件を購入し、改修工事を行う者に対する補助	空家バンクに登録された物件を購入したこと3年以上、物件に居住する意思があること	以下の①～⑥の要件をすべて満たす者 ①売買契約をした日から起算して1年内の利用希望者である ②物件登録者の3親等以内の親族でない ③補助金の交付を受けた日から3年以上、物件に居住する意思がある ④市税を滞納していない ⑤暴力団員等に該当しない ⑥改修工事に際し、過去に市から補助金又は同種の補助、助成等を受けていない	1/2	50万円／件 (市外事業者が改修工事を行う場合30万円／件)	補助金の交付の対象となる経費は、登録物件の改修工事に係る経費とする。ただし、次に掲げるものは除く ①外構、車庫、倉庫等の改修工事に係る経費 ②家電製品その他の物品の購入及びその設置に係る経費 ③その他市長が適当でないと認める経費	
山県市		取得	空家利活用促進補助金	市内の空家を取得または改修して定住しようとする人に、その費用の一部を補助	10年以上居住、自治会加入、滞納無しなど	空家を取得または改修して定住する人	1/2以内	60～100万円		まちづくり・企業支援課
		改修								
	除却	危険空家等除却補助金	市内に存在する危険空家等の除却費用を補助	市内業者にて施工、市の定める判定基準を満たす空き家など	空き家の所有者、相続人、所有者等から同意を受けた人など	1/2	40万円／件			建設課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
岐阜地域	瑞穂市	取得	瑞穂市西中地区移住支援 ここにしかない暮らし応援補助金	市内の特定地域において、住宅を取得し、定住する子育て世代への補助	住宅を新築した方のほか、空家となっていた中古住宅を購入した方に補助金を交付する。	①対象住宅を取得し定住の状態にある者であること。 ②交付申請日において、補助対象者の年齢が39歳以下であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同一の対象住宅内に居住している子（胎児を含む。）を1人以上養育していること。 ③対象住宅に継続して5年以上定住する意思があること。 ④地域活動に積極的に参加しようとする意思があること。 ⑤市が実施する移住定住施策等への調査及びインタビューに協力すること。 ⑥交付申請日において、補助対象者の世帯の全員が市町村税（特別区民税を含む。）その他市区町村に属する債権の滞納がないこと。 ⑦補助対象世帯の全員が同一の対象住宅においてこの告示に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。 ⑧補助対象世帯の全員が暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと密接な関係を有していないこと。	-	上限50万円/件		総合政策課
		改修	瑞穂市空家利活用促進補助金	市内の空家を回収し、定住しようとする方への補助	補助対象となる空家 ①市内に存するものであること。 ②居住の用に供されていた建築物でおおむね1年以上居住の用に供されていないことが常態であること。 ③購入した空家（補助金を申請しようとするかたの世帯の全員の3親等以内の親族から購入したもの除外。）であること。 ④過去にこの告示による補助金の交付の対象となった空家ではないこと。	①補助対象者を含む2人以上の世帯で補助対象空家において定住すること。 ②補助対象空家の所有者として登記されていること。ただし、法人を除くものとする。 ③補助対象空家に継続して5年以上定住する意思があること。 ④地域活動に積極的に参加しようとする意思があること。 ⑤補助対象者の世帯の全員が交付申請日の属する年度の2月末日までの間に補助対象空家において定住を開始していること又はその見込みがあること。ただし、学業、就業等の理由により補助対象空家に定住をしないことが見込まれる者がその世帯にいる場合は、この限りではない。 ⑥交付申請日において、補助対象者の世帯の全員が市町村税（特別区民税を含む。）その他市区町村に属する債権の滞納がないこと。 ⑦補助対象者の世帯の全員が暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと密接な関係を有していないこと。	1/2	20万円/件	補助対象者が次の各号に掲げる市外からの転入者に該当する場合の補助金の額は、10万円を加算 ①交付申請日の前1年以内に県外から補助対象空家の住所に転入した者又は補助対象事業の完了日までに県外から補助対象空家の住所に転入する者 ②交付申請日の前1年以内に瑞穂市以外の県内の市町村（以下「他市町村」という。）から補助対象空家の住所に転入した者又は補助対象事業の完了日までに他市町村から補助対象空家の住所に転入する者 補助対象者が子育て世帯に該当する場合の補助金の額は、10万円を加算	総合政策課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
岐阜地域	本巣市	改修	①本巣市空き家改修補助金 ②本巣市空き家財道具処分等補助金 ③本巣市もとす暮らし応援補助金 ④本巣市空家等除却費補助金	①空き家バンクへの登録推進及び、移住希望者の円滑な移住の支援 ②空き家バンクへの登録推進及び、移住希望者の円滑な移住の支援 ③移住定住を促進するための支援 ④適正な管理が行われていない空き家等の除却を行う場合の支援	①空き家バンクを利用して、売買又は賃貸借の契約を締結した物件の所有者、または入居者 ②空き家バンクを利用して、売買又は賃貸借の契約を締結した物件の所有者 ③市内に居住するため、中古住宅を購入し、入居した物件の所有者 ④管理不全な状態の空家等の除却を行う者（建替、一部除却を除く）	①空き家バンクを利用して、売買又は賃貸借の契約を締結した物件の所有者、または入居者 ②空き家バンクを利用して、売買又は賃貸借の契約を締結した物件の所有者 ③市内に居住するため、中古住宅を購入し、入居した物件の所有者 ④空家等の所有者若しくは相続人	①1/2以内 ②10/10以内 ③1/20以内 ④1/2以内	①売買35万円／件 ②賃貸70万円／件 ③10万円／件 ④30万円／件 ⑤30万円／件		①②③企画広報課 ④総務課
		整理								
		取得・賃借								
		除却								
岐南町	除却	岐南町特定空家等除却費補助金	特定空家等の除却費用に対する補助	次の要件を全て満たす特定空家等であること (1) 所有者以外の権利者がいない。又はすべての所有者等以外の権利者が除却について同意しているものであること。 (2) 所有者等が空家法第14条第3項の規定による措置命令を受けていないものであること。 (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利を有する者の同意がある場合は、この限りではない。	次に掲げる要件を全て満たすもの (1)特定空家等の所有者等であること。 (2)補助金の交付を受けようとする者が岐南町に町税等を滞納していないこと。 (3)岐南町暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと密接な関係を有していないこと。 (4)除却後の敷地について、土砂等の流出、雑草の繁茂等周辺住民の住環境を阻害しないよう、適切な管理を行うことについて誓約できること。	1/3	30万円／件	申請者は、補助事業に着手する前に、岐南町特定空家等除却費補助金交付申請書に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。	くらし安全課	
笠松町	除却	笠松町不良空家除却工事補助金	町内に存する不良空家の除却費用の一部を補助。	①町内に存し、床面積の1/2以上が居住の用に供されていたものであること。 ②1年以上使用されていないものであること。 ③個人が所有するものであること。 ④建替えを目的としていること。 ⑤1年以内に所有権移転が行われていないもの。 ⑥公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないものであること。 ⑦当該対象老朽空き家により、不動産収入等を得ていない又は得たことがないこと。 ⑧現に居住する家屋が同一の敷地内にないもの。 など	空家の所有者又はその相続人(共有者全員の同意を得ている者に限る)など	1/2	50万円／件	除却工事の契約・着工前に申請が必要です。 申請前に事前相談及び不良空家の判定が必要です。	建設課	
北方町	除却	北方町危険空家除去事業補助金	町内に存する危険空家の除去費用の一部を補助。	町内に存在する危険空家を所有者等が行う除却費用に対する助成	除去事業実施者	1/2	100万円／件	除却工事着手前の申請が必要です。 申請前に事前相談及び危険空家の判定が必要です。	総務危機管理課	

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
西濃地域		除却	空家等除却支援事業補助金	市内にある空家等の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助。	① 市内にある個人所有で状態の悪い空家について、市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物等を除却する工事 ② ①の条件を満たし、かつ建築物の延床面積が240m <sup>2</sup> 以上の空家を除却する工事 ③ ①の条件を満たし、かつ中心市街地活性化基本計画区域内の空家を除却する工事 ④ ①の条件を満たし、かつ居住誘導区域内の特定空家等に指定された空家を除却する工事 ⑤ 市内にある勧告対象となった特定空家等について、市内業者が実施し、空家を除却する工事	空家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人	①1/3以内 ②1/3以内 ③1/3以内 ④1/2以内 ⑤1/2以内	①30万円／件 ②40万円／件 ③40万円／件 ④50万円／件 ⑤100万円／件	除却工事着手前の申請が必要です。	住宅課
大垣市	取得・改修					次の条件を全て満たす人 ① 市内に自ら居住するための中古住宅または中古分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人に対し、リフォームを行いう際の費用の一部を補助。	1/3以内	30万円／件	改修工事着手前の申請が必要です。	住宅課
		子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業補助金			① 市内業者に依頼して行う工事 ② 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅は、耐震診断を受けているか、リフォーム工事と同時に耐震改修工事を行うこと※いずれも上部構造評点が1.0以上必要。	次の条件を全て満たす人 ① 市内に自ら居住するための空家等（戸建て住宅に限る）を新たに取得し、その住宅に転入した人 ② 申請期限日までに、中学生以下（妊娠中含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人 ③ 市税等を完納している人	1/2以内	50万円／件	改修工事着手前の申請が必要です。	住宅課
	整理	空家バンク活用促進事業補助金	空家バンク登録物件の家財道具の処分等をする者に対し、家財道具の処分等に関する費用の一部を補助。	市内業者に依頼して実施するもの。 ※①②の処分については、大垣市一般廃棄物収集運搬許可業者に限る ① 空家バンク登録物件内のごみ、特定家庭用機器（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）の処分に要する経費 ② 空家バンク登録物件内の家財道具、仏壇等の処分及び移設に要する経費 ③ 空家バンク登録物件の敷地内の樹木伐採、草刈り等に要する経費	① 空家バンクに登録のある所有者等（継続して1年以上登録する意思のある人。） ② 空家バンク登録物件の家財道具の処分等を業者に依頼し行う人 ③ 市税等を完納している人	1/2以内	10万円／件	着手前の申請が必要です。	住宅課	

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
西濃地域	海津市	除却	特定空家等除却事業補助金	定住環境の形成及び保全、土地の利活用を図るために、市内に存する特定空家等の除却費用の一部を補助	空家法第2条第1項に基づく助言又は指導を行った特定空家等	特定空家等の所有者又はその相続人	1/3以内	70万円／件	R2事業廃止：特定空家等除却融資利子補給金	建設都市計画課
		除却	老朽空家等除却補助金	老朽化して活用の見込みのない空き家の解体を促進するため、除却費用の一部を補助	①S56年5月31日以前に着手された建築物 ②居宅で5年以上空き家になっているもの	老朽空家等の所有者又はその相続人	1/2以内	50万円／件		建設都市計画課
		改修	空家等改修補助金	空家等の移住促進及び地域活性化に資するため、空家等の有効活用を目的とした改修等を行う所有者、入居者、入居予定者に対し改修費の一部を補助	①空家等となり1年以上経過したもの ②所有者：売買又は賃貸を目的に改修を行い、契約相手先が決定しているもの ③入居者：所有者と売買又は賃貸借契約が締結されているもの ④この補助金を受けた日から3年以上活用の意思があるもの ⑤工事に要する費用の額が10万円以上のもの	所有者又はその相続人、入居者、入居予定者	1/2以内	100万円／件		建設都市計画課
養老町	取得・改修	養老町空き家利活用促進事業補助金	空き家を利用することで暮らし続ける方へ、住宅等の改修費の一部を助成	<p>●補助対象住宅 3年以上空き家になっている専用住宅又は、併用住宅、区分所有されたマンション及び長屋建住宅のうち個人所有している建物（居宅部分のみ） 【補助対象住宅】 養老町の空き家の実態調査において把握している物件でアトイの条件を満たしているもの ア耐震基準に適合していること イ建築基準法及び関連規定に適合していること ●補助対象経費が20万円以上であること ●町内業者により施工されるもの</p>			-	補助金額 • 補助対象経費の1/2 上限30万円（基本補助額と加算補助額の合計） • 基本補助 補助対象経費の1/6 上限10万円 • 加算補助 ①移住加算 10万円 ②子ども加算（子ども1人につき5万円） ③空き家・空き地バンク利用加算 養老町空き家・空き地バンクに登録している物件をリフォームして利用する場合は、5万円を加算 ●補助対象事業 外壁、台所、風呂、トイレその他内装の改修で次のいずれも該当すること ①補助対象経費が、20万円以上のもの ②町内業者により施工されるもの ③交付決定日より2ヶ月以内に工事を着手するもの	【加算補助の補足】 ①移住加算 町外からの転入者の場合は、10万円加算 ②子ども加算 補助を受ける世帯に中学生以下の子どもがいる場合は、子ども1人につき5万円を加算 ③空き家・空き地バンク利用加算 養老町空き家・空き地バンクに登録している物件をリフォームして利用する場合は、5万円を加算 ●補助対象事業 外壁、台所、風呂、トイレその他内装の改修で次のいずれも該当すること ①補助対象経費が、20万円以上のもの ②町内業者により施工されるもの ③交付決定日より2ヶ月以内に工事を着手するもの	産業建設部 建設課
	取得・賃借									
	除却	養老町老朽危険空家除却事業補助金	老朽化等により倒壊等のおそれのある危険な空家の除却費の一部の助成	●補助対象空家 ①町内に存する老朽危険空き家 ②同一敷地内にあるすべての建築物等を、概ね1年以上居住・使用していないもの ③所有権以外の権利が存しないもの	●補助対象者 ①補助対象の空家や土地の所有者で、登記事項証明書等で所有者として確認できること ②暴力団員等でないこと ③町税等に滞納がないこと	「補助対象経費」×1/3 (千円未満の端数を切り捨てた額)	上限30万円		●老朽危険空家 ・通学路・避難路に面しているもの ・老朽危険度判定表で評点が100以上のもの ・特定空き家等居住その他の使用がされておらず、今後も使用される見込みのない住宅のもの ※すべてを満たすものを言う	産業建設部 建設課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
西濃地域	垂井町	取得	移住定住促進住宅取得費補助金	町内に移住又は定住のために、住宅を新築又は購入する場合に、その費用の一部を補助	取得費が100万円以上	住宅の所有者	定額	20万円 ※18歳以下の世帯員1人につき3万円加算	詳細は担当までお問い合わせください。	企画調整課
		改修	移住促進住宅リフォーム事業補助金	町外居住者が町内に移住し、住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助	工事費が20万円以上	住宅の所有者又は親もしくは子など	1/5	20万円 ※18歳以下の世帯員1人につき3万円加算	契約・着手前の申請が必要です。詳細は担当までお問い合わせください。	企画調整課
		除却	老朽危険空家等除却事業補助金	倒壊等の危険性のある空き家を除却する者に対し、除却費を補助	不良住宅や特定空家等	所有者等	1/3	30万円	契約・着手前の申請が必要です。詳細は担当までお問い合わせください。	企画調整課
関ヶ原町	改修	関ヶ原町空き家リフォーム補助金	空き家のリフォーム費用に対して補助金を支給	空き家バンクの登録物件で、売買契約又は賃貸借契約が成立した場合	入居者	1/2以内	30万円/件			企画政策課
		整理	関ヶ原町空き家家財道具等処分補助金	空き家の家財道具等の処分費用に対して補助金を支給	空き家バンクの登録物件で、売買契約又は賃貸借契約が成立した場合	元所有者又は入居者	1/2以内	10万円/件		
	除却	関ヶ原町空家等除却支援事業	町内に存する空家等の除却費用に対する補助	①町内に存する空家等で個人が所有するもの ②空家等に所有権以外の権利が設定されてないもの ③公共事業による移転、建替えその他の補償対象となっていないもの ④空家である期間がおおむね1年以上のもの ⑤管理不全な状態にあるもの又は管理不全な状態となるおそれのあるもの	所有者等	1/3	30万円/件			総務課
神戸町	除却	危険空家除却事業補助金	町内に存する危険空家等の除却費用に対する補助	①特定空家等及び管理不全な空家等に指定された空家で助言又は指導の対象となったもの ②倒壊した際に隣接する道路の通行に著しく支障をきたすおそれのあるもの など	特定空家等、管理不全な空家等の所有者	1/3以内	30万円/件			建設課

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
西濃地域	輪之内町	除却	輪之内町空家等除却支援事業助成金	特定空き家等管理不全な状態又は管理不全な状態となるおそれのあるその他の空き家を除去することに対する助成金	①町内に存する空き家等で個人が所有するもの。 ②空き家等に所有権以外の権利が設定されていないものの。 ③公共事業による移転等の補償対象でないもの。	空き家等の所有者など	・特定空き家等 経費の1/2 ・その他の空き家等 経費の1/3	・特定空き家等 上限40万円 ・その他の空き家等 上限30万円		建設課
	安八町	取得	安八町定住促進住宅取得助成金制度	中古住宅を購入した方への助成金	町内に住宅を取得し、住民登録のある方	住宅の所有者	定額	16万円		総務課
		除却	安八町空家等除却支援事業補助金	良好で快適な住生活環境を確保し、土地の利活用を図るため、空家の除却を行う者に対する補助	①空き家である期間が1年以上の個人が所有するもの ②すべての建築物及び工作物を除却する工事	空家等の所有者	1/3	30万円		生活環境課
	揖斐川町	取得・改修	田舎暮らし住宅活用奨励金	空き家バンクに登録された、修繕の必要な空きや物件の利用促進	町内の空き家に3年以上居住する。	町内の空き家に3年以上居住する者	改修 改修経費の1/2 ハウスクリーニング 清掃費の1/2	改修 10万円 (加算措置により限度額は20万円) ハウスクリーニング 5万円		政策広報課
		取得・改修	新築住宅建設等奨励金	住宅を新築または購入に対して奨励し定住促進および地域活性化を図る。	住宅を新築した者のほか、空き家となっていた中古住宅を購入した者に、奨励金を交付する。	空き家となっていた中古住宅を購入した者	1件あたり100千円 (転入者+100千円) (三世代+100千円)	30万円		政策広報課
	除却	空家等除却補助金	老朽化して倒壊などのおそれがある危険な空家の除却を行う者への工事費用の一部補助	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家又はそれに準ずる地域の自治会から除却要請がある空家のうち、次の全てに該当する空家とする。 ①国、地方公共団体又は独立行政法人等が所有権を有していないもの。 ②個人が所有するもの。 ③所有権以外の権利が設定されていないもの又は空家等の除却について所有権その他権利を有する者の同意を得ているもの。 ④管理が行き届いておらず、空家である期間がおおむね1年以上のもの。 ⑤損壊等により、道路や周辺の家屋等に支障を来すおそれのあるもの。 ⑥道路改良その他公共事業による移転又は建替えの補償対象となっていないもの。 ⑦店舗、倉庫、小屋、納屋、公民館、集会施設、神社、寺院の除却でないもの。ただし、専用住宅と併設されているものは除く。	空家の所有者若しくは相続人又は当該空家が存する土地の所有者若しくは相続人	補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）	50万円/件	令和7年5月1日受付開始  ①補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いまで完了するもの。 ②全部を除却するもの。 ③工事着手前に申請すること。 ④施工業者は、建設業法第3条に規定する土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている業者に限る。		建設課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
西濃地域	大野町	改修	大野町空家等改修補助事業	①町内にある空家等の所有者等が、家屋の改修を行う際の費用の一部を助成する。 ②町内にある空家等を購入又は賃借した者が、改修を行う際の費用の一部を助成する。	①改修後の家屋は、大野町空家バンクに登録する事 ②空家等を購入又は賃借した者は、住民登録し、5年以上居住すること。 ※自治会から情報提供がなされた空家であること。	①所有者又は固定資産税の納稅義務者 ②家屋等を購入又は賃借した者	1/2	①上限50万円/件 ②上限100万円/件	②の場合、加算金あり 中学生以下の子ども1人当たり10万円、自治会加入金と10万円のいずれか低い額。	環境生活課
		除却	大野町空家等除却事業	町内にある危険空家等の所有者等が行う除却を行う際の費用の一部を助成する。	町内にある特定空家等又はそれに準ずるもので、自治会から除却要請があるもの。	家屋等又は土地の所有者若しくは、相続人	1/2	上限30万円/件		
池田町		改修	空き家改修定住促進事業費補助金	町内にある自己居住を目的とした空き家の改修に対する補助	①5年以上、町内に居住意思のある者 ②世帯全員が空き家所有者と二親等以内の親族でない者 ③空き家の取得または住民登録後6ヶ月以内に改修を実施する者 ④空き家改修に関してその他の国、県、町の制度による補助を受けない者	所有者等	なし	改修費用を上限として 30万円／件 一部地域では 45万円／件		企画課
	その他		空き家バンク事業	町内にある空き家バンク登録物件の調査と所有者及び利用希望者間のマッチングのサポート制度	①所有者 町へ物件登録申込みを行い、バンクへの掲載が認められた者 ②利用希望者 町へ利用登録を行い認められた者	なし	なし	なし	空き家所有者と利用希望者との物件のマッチングを目的としている	企画課
		除却	危険空家等除却費補助金	町内にある老朽危険空家等の除却費用に対する補助	①町の空家台帳に登録されていること ②町内にある老朽危険空家であること	所有者等	1/3	50万円／件		建設課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
中濃地域 関市		改修	関市空き家情報バンクリフォーム補助金	空き家情報バンクの利用、市への移住定住を促進するため登録物件のリフォームに対して補助	空き家情報バンク登録物件のリフォームに係る助成	①売買、賃貸等の契約が成立した登録物件をリフォームした所有者及び入居者 ②入居者は平成31年4月1日以降に転入した者で転入前1年以内に関市に住民登録がない者	1/2	20万円	※補助対象者については、その他、諸要件あり	企画広報課
		取得	住まいる*せき応援券	市内に住宅（中古を含む）を取得し居住する場合に、市内で使える電子商品券等を交付	・令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に住宅を取得していること。 ・取得をした対象住宅に居住していること。 ・関市に3年以上居住する意思があること	市内で住宅を取得し居住する者	-	【登記日がR6. 4. 1以降】 新築・中古問わらず電子商品券20万円分 【登記日がR5. 4. 1～R6. 3. 31】 新築：電子商品券20万円分 中古：電子商品券10万円分  同居する18歳未満の子ども1人につき：奨励金5万円を加算 申請者またはその配偶者が40歳未満の場合：奨励金20万円を加算		
		除却	関市特定空家等解体工事費補助金	市民の安全・安心な住環境を確保するため特定空家等の解体工事を行う者に対する補助	①特定空家等に認定された空家（空家法第22条第3項の規定による措置命令を受けていないこと） ②所有権者以外の権利者がいないこと、又はすべての所有権者以外の権利者が解体について同意していること、又はすべての所有権者以外の権利者が解体について同意していること	特定空家等の所有者（相続人可）	1/2以内	30万円/件	都市計画課	
		除却	関市空家等解体費補助金	市民の安全・安心な住環境を確保するため空家等の解体工事を行う者に対する補助	①補助対象空き家が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること ②特定空家等でないこと ③概ね1年を通じて使用していないことが常態となっていること ④水道、電気などが長期間使用されていないこと ⑤空家等解体後、空き地の売買等活用の予定があること	空家等の所有者（相続人可）	1/2以内	20万円/件		
		整理	関市空き家家財処分費補助金	空き家登録、賃貸、売却等をするために家財処分をする費用の一部を補助	①②のいずれかを満たすこと ①家財処分後、2年以上、関市空き家情報バンクへ登録する意思があること ②家財処分後、空き家を解体し解体後の土地を有効活用する意思があること	空き家の所有者（相続人可）	1/2以内	10万円/件	都市計画課	

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
中濃地域	美濃市	除却	美濃市空家等除却支援事業	市内にある空家等の除却を行う場合に、除却費用の一部を補助するもの。補助率1/3、上限20万円、ただし申請者が市内在住者の場合、上限30万円。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある空き家で、所有権以外の権利が設定されていない空き家であること</li> <li>同一敷地内の全ての建築物及び工作物などを除去する工事であること</li> <li>申請年度の2月末日までに除却を完了すること。</li> <li>申請する者が市税等を滞納していないこと</li> <li>除却工事着手前の申請であること</li> </ul>	市内に空き家を所有するもの、もしくはその相続人。また、空き家所有者等から同意を得たもの。	1/3.	20万円 (申請者が市内在住の場合30万円)		都市整備課
		改修	美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助事業	市外在住の子育て夫婦世帯または新規就業者が、美濃市の景観と調和のとれた空き家に居住する場合に改修費を補助するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある空き家で、建築基準法、建築士法、消防法等の関係法令に適合する空き家改修であること</li> <li>美濃市の伝統的建築物と調和のとれた外観を有していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家改修後の6ヶ月以内に、中学生までの子供がいる市外在住の子育て世帯</li> <li>市外在住で市内に移住し、週20時間以上無期雇用契約に基づいて市内に事業所がある企業等に新たに就業する者上記のいずれかに該当すること</li> </ul>	1/2	200万円		都市整備課
美濃加茂市		除却	美濃加茂市空き家除却事業補助金 (空き家除却事業) (旧耐震空き家除却事業) (危険空き家除却事業)	市内にある空家等の除却に対する補助	<p>1. 空き家除却事業</p> <p>①空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等であること。</p> <p>②平成28年度以降に実施した空家等実態調査の対象となった空き家であること。</p> <p>③空き家が現に居住する家屋と同一の敷地内にないこと。</p> <p>④補助金の申請時において、所有権以外の権利が設定されていないこと。 (所有者以外の権利が設定されている場合は、同意を得ていること。)</p> <p>⑤国、地方公共団体等から補助金の交付を受けて新築、改築、修繕等をした空き家ではないこと。</p> <p>⑥空家法第22条第2項の規定による勧告の対象になった特定空家等でないこと。</p> <p>⑦公共交通による補償等の対象となっていないこと。</p> <p>2. 旧耐震空き家除却事業</p> <p>上記1の要件に加え、下記の要件を満たすものが補助の対象となります。</p> <p>①昭和56年5月31日以前の基準で建築された空き家であること。</p> <p>3. 危険空き家除却事業</p> <p>上記1の要件に加え、下記の要件を満たすものが補助の対象となります。</p> <p>①住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に準ずるもの。</p>	<p>下記のすべての要件を満たす者</p> <p>①空き家の所有権その他の権利を有し、かつ、当該空き家の除却工事ができる者（法人を除く） (所有権を共有する者がいるときは、合意によって認められた代表者)</p> <p>②市税等の滞納がない者</p> <p>③この告示に基づく補助金の交付を受けたことがない者</p> <p>④美濃加茂市暴力団排除条例に基づく暴力団員等ではない者</p>	1/3	空き家除却事業(上限) 市内業者 15万円 市外業者 10万円  旧耐震空き家除却事業(上限) 市内業者 20万円 市外業者 10万円  危険空き家除却事業(上限) 市内業者 30万円 市外業者 20万円		都市計画課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課	
中濃地域	可児市	改修	空き家・空き地活用促進事業助成金	住宅リフォーム又は除却工事に対する助成金の交付	空き家の所有者等が売買のために市内事業者に依頼するもので、次のいずれかの要件を満たすこと。 ・入居者又は入居予定者が決定している住宅 ・土地の売却・賃貸目的で除却する住宅  【対象工事】 次の要件を全て満たしている工事 ・住宅や外構の修繕、模様替え、改築又は除却等を行う工事（新築、増築、太陽光発電設備、公共下水道への切り替え工事、植栽、造園、塀及びさく等の築造工事ではない工事） ・工事費が50万円以上（消費税を除く）となる工事 ・申請日の属する年度の2月末日までに完了届を提出できる工事 ・空き家の住宅リフォーム等で入居者及び入居予定者が申請する場合は、登録物件の賃貸借契約又は売買契約を締結した日の属する年度の翌年度の2月末日までに完了届を提出できる工事 ・工事着手前の工事 ・市内に本社を有する事業所や市内で事業を営む個人事業者に依頼して行う工事 ・他の制度により補助を受けていない工事	・工事を行う住宅の所有者又は入居者、もしくは入居予定者で、可児市の市税を滞納していない人	①1/10 ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅を除却するものに限り3/10	①10万円 ②30万円			施設住宅課
		除却									
郡上市	除却	危険空家解体撤去支援事業補助金	危険な空家を解体し、撤去する費用の一部を補助	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等として認定されたもの。	①特定空家等の所有者等 ②所有者等の同意を得て行う土地所有者 ③所有者等の同意を得て行う自治会等	①②1/2 ③10/10	①②50万円 ③150万円			都市住宅課	
	改修	空き家等活用改修費補助金	空き家を活用するための外装、内装、設備工事に要する改修費用（備品は除く）の一部を補助	①②③のいずれかを満たすこと ①原則3年を超える期間空き家バンクに登録すること ②原則3年を超える期間居住する意思のある者に賃貸又は売却すること ③空き家等を有する者から空き家等を賃借又は購入し、原則3年を超える期間居住すること	①②空き家の所有者 ③空き家を賃貸、購入した者	1/3	30万円			都市住宅課	
	改修	空き店舗等活用事業補助金	空き店舗、空き家を活用して事業を営もうとする者に対し、改修費用の一部を補助	開業前に行う改修であり、開業後3年以上継続して事業を実施すること	小売業、飲食店及びサービス業等、市の商業環境の向上に資すると認められる事業を営もうとする者	1/2	50万円			商工課	

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

※記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
中濃地域	坂祝町	除却	老朽危険空家等除却事業補助金	老朽危険空家等の除却事業費を補助	老朽危険空家等(特定空家など危険を及ぼしている家屋等)	所有者	1/3	30万円/件		産業建設課
		取得・改修	空き家改修費支援事業	空き家バンクに登録された物件が売却・賃貸された際の改修費用を補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町外からの転入者</li> <li>・空き家バンク登録物件</li> <li>・10年間居住することが条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の購入者</li> <li>・空き家を賃貸した所有者</li> <li>・賃借した者で所有者の同意があるもの</li> </ul>	1/2	50万円/件		企画課
		貯借								
東濃地域	富加町	除却	空き家除却補助金	地域の良好な景観の保全と住民の安心な暮らしを確保	不良住宅空家等の除却に係る助成	補助対象空き家等の所有者又は相続人	1/3以内	50万円/件		建設課 企画課
		改修	空き家改修費支援補助金	地域活性化等に資する空き家の有効活用支援	空き家バンクに登録された物件の改修及び修繕に助成		1/2以内	30万円/件		
		整理	空き家片付け事業補助金	地域活性化等に資する空き家の有効活用支援	空き家バンクに登録された物件の家財処分及び清掃に助成		1/2以内	10万円/件		
東濃地域	川辺町	除却	川辺町空家等除却費支援事業補助金	老朽危険空家の所有者等が行う空家の解体費用に対する補助	老朽危険空家の除却に係る助成	老朽危険空家の所有者、もしくは土地の所有者	1/3以内	30万円		基盤整備課
		改修	川辺町空き家バンク登録物件改修事業補助金	空き家バンクを介して成約に至った物件の改修に対する補助	定住を目的に、空き家バンクの活用により売買又は賃貸借の契約を締結した物件であって、当該補助対象空き家の改修工事及び家財処分に係る助成	空き家の改修、家財処分を行う者	1/2以内	100万円		企画課
		整理								

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
中濃地域	七宗町	取得・改修	七宗町移住定住奨励金	空き家の利活用を図るために、移住者に対し奨励金を支給する	町外に住む者又は町内に在住する者が、空き家バンク制度を利用し、 ①空き家を取得し、世帯主として移住又は転居した場合 ②当該空き家を改修し、世帯主として移住又は転居した場合 ③空き家を賃借し、世帯主として移住又は転居した場合		①取得 1／2 ②改修 1／3 ③賃借 1／2	①世帯主が50歳以下50万円 ②世帯主が51歳以上25万円 ③50万円 ④1ヶ月1.5万円	③最長3年間	ふるさと振興課
		賃借								
	除却	七宗町危険空家除却事業費補助金交付要綱					1/2	30万円		総務課
八百津町	取得・改修	空き家改修補助金	空き家バンクを利用して物件を購入、売却、賃貸借をした者が行うリフォーム費用に対する補助	補助対象者が本町の区域内に本店又は主たる事務所を置いている事業者を利用して実施する住宅の機能向上のために行う改修（対象外あり）	・町外からの転入予定者又は転入者で転入して1年以内の者 ・空き家を購入する者又は空き家を賃貸した所有者若しくは賃借した者で所有者の同意がある者 ・空き家の売買契約日又は最初の賃貸契約日から1年を経過しない者 ・空き家の所有者の3親等以内の親族ではない者 ・自らの負担で空き家の改修をしようとする者 ・改修を行う空き家に、この補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者ほか	1/2以内	100万円／件		地域振興課	
	整理	空き家バンク登録推進補助金	空き家バンク登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援	空き家登録物件の賃貸借契約又は売買契約が成立した場合において、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出を事業者に依頼した場合に要する経費	空き家登録物件の所有者で、賃貸借契約または売買契約が成立した者	1/2以内	20万円／件			
	除却	八百津町老朽危険空家等除却事業費を補助	町内の老朽危険空家等の除却事業費を補助	①町内に存する老朽危険空家等 ②同一敷地内にあるすべての建築物に、概ね1年以上居住していないこと ③八百津町空き家情報登録制度「空き家バンク」要綱による登録がなされていないこと ④居住性のない建築物でないこと	①対象建築物の所有者 ②①の相続人 ③①の同意を得た者	1/3	30万円／件		建設課	

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
中濃地域		取得	白川町移住定住促進住宅支援事業補助金	空き家を解消し、安心安全な住環境の整備による移住者の増加及び人口の流出を防ぐことを目的として、住宅の取得や改修に補助をする	①空き家バンクを通じた空き家の取得又は取得と改修に係る助成 ②子育て世帯・新婚世帯による実家の改修 ③空き家バンク登録に向けた家財の処分への助成	①転入者・町民 ②子育て世帯・新婚世帯 ③空き家所有者	①②取得・改修・家財処分の合計の1/2以内 ③費用の1/2	①②50万円上限+加算 ③10万円／件	①取得・改修・家財処分の合計の1/2（上限50万円）+水道加入45万円+子供扶養1人10万円を加算できる ②改修費用の1/2（上限50万円）+子供扶養1人10万円加算 ③1/2（上限10万円）	振興課
		改修								
白川町	除却	白川町空家除却等支援補助金	空家の適正管理及び土地の有効利用のため、居住を目的に建築された空き家を除却する者に對し費用の一部を補助するもの	・町内に存する空家 ・個人が所有する空家 ・他の権利が設定されていない空家	・空家の所有者 ・空家の法定相続人 ・上記の者から委託を受けた者	除却費1/2以内	50万円	-	企画課	
	調査	白川町木造住宅耐震診断事業	地震に対する建築物（空家含む）の安全性の確認するため無料で耐震診断を受けることが出来る	町内の昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に相談士を派遣し耐震診断を実施する	対象木造一戸建て住宅の所有者	無料で耐震診断を受けることが出来る	-	-	総務課	
	改修	白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	水質汚濁を防止するため、住宅に設置する合併処理浄化槽の費用の一部を補助するもの	法令に定める設備士を置く町内事業者が設置する合併処理浄化槽の費用に掛かる助成	設置後の維持管理の責任が明らかな合併処理浄化槽を設置する者	定額	区分ごとに設定 (例) 5人槽50万円 6~7槽70万円	-	建設環境課	
	取得	定住促進奨励助成金	住民票を村内に有しかつ、中古住宅、新築を行った場合に補助をする制度	①新築、もしくは空き家を購入した場合 ②東白川村に住所を有すること	全村民 これから移住する方	定額	120万円	①水道加入分担金400,000円還付 ②浄化槽設置補助金500,000円増額上乗せ ③奨励助成金300,000円交付	産業建設課	
東白川村	除却	東白川老朽危険空き家等解体支援事業補助金	村内に存在する老朽危険空き家等を解体撤去する際の、その費用にたいする補助	①村内に存する公益に反する老朽危険空き家等 ②規定の基準表にて100点を超えるもの ③個人が所有するもの ④建て替えを目的としていること ⑤解体撤去業者は村内に事業所を有する事業者	①所有者又は相続権利者	4/5以内	100万円	-	総務課	
	整理	御嵩町空き家家財道具等処分費補助金	空き家バンクの活用促進を図るため空き家バンク登録者が行う家財道具等の処分等に対する補助	空き家バンク登録物件の家財道具等の処分等に係る助成	空き家バンク登録物件の所有者	1/2以内	10万円/件	-	企画課	
御嵩町	改修	御嵩町空き家改修費支援補助金事業	御嵩町空き家バンク制度に登録された物件の改修、及び修繕に要した費用の一部を、予算範囲内で補助金を交付する。	・18歳以上の町外からの転入者 ・御嵩町空き家バンクに登録されている物件の改修であること ・売買契約等の条件を満たす	空き家を購入した者又は空き家を賃借した者	1/2	岐阜県外からの転入120万円/1件 岐阜県内からの転入90万円/1件  御嵩町にて創業する場合 岐阜県外からの転入180万円/1件 岐阜県内からの転入135万円/1件	-	企画課	

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
東濃地域		改修	多治見市空き家再生補助事業	空き家を購入した子育て世帯又は新婚世帯が、空き家のリフォーム又は建直しを実施する費用の一部を補助する制度。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内に所在する空き家であること</li> <li>・空家の主たる部分の建築又は大規模な改修に着工した日から10年が経過していること</li> <li>・取得日又は補助金予約申込時点のいずれか早い日ににおいて現に居住する者がいないこと</li> </ul>	1. 子育て世帯（中学校卒業前の子がいる世帯） ア. 多治見市に転入して1年以内で、転入前に1年以上継続して市外に居住している世帯 イ. 約申込時点で1年以上継続して市外に居住している世帯 2. 新婚世帯 予約申込日から遡って2年内に婚姻した世帯又は補助対象事業実施後に婚姻する世帯	2分の1	1. 子育て世帯 75万円+（子供の数×25万円） 2. 新婚世帯 75万円 いずれの世帯も、補助対象空き家が多治見市立地適正化計画における居住誘導区域に所在する場合、各計算式で算出した補助上限額に10万円加算		建築住宅課
		建替え								
多治見市		除却	多治見市老朽空き家除却工事補助事業	老朽化した空き家の除却工事を行う者に対し、その費用の一部を補助する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象空き家が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること</li> <li>・個人が有するもので、補助対象空き家の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの</li> <li>・補助対象空き家が1年以上居住の用に供されていないこと</li> <li>・空き家及び付属物の全てを除却する工事であること</li> </ul>	1. 補助対象空き家の所有者又はその相続人 2. 補助対象空き家の所在する土地の所有者又はその相続人（補助対象空き家の所有者が同意している場合）	3分の1	20万円		建築住宅課
		除却								

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
東濃地域 中津川市		除却	中津川市空家解体支援事業補助金	空家所有者等に対する空家の除却に関する補助事業	①補助金申請者及びその者の世帯全員が、市税を滞納していない ②市内に存する空家で個人が所有するもの ③空家である期間が概ね1年以上のもの ④同一敷地内のすべての空家を解体する工事 ⑤市内に事業所を有する法人又は個人事業主が行う工事	空家の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から同意を受けた者	1/3	30万円/件		防災安全課
		取得	新婚さん住まい応援事業	市内で中古住宅を取得する新婚世帯を支援	令和3年3月1日以降に契約した住宅であること 契約金額が100万以上であること	売買契約時に結婚5年内の夫婦（合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいる世帯）	定額	40万円		地域づくり協働課
		改修	空き家再生リフォーム補助事業	市内の空き家を賃貸住宅として活用する方を支援	一戸建ての空き家を賃貸するためのリフォーム工事が行われ、賃貸借契約が成立していること	空き家の所有者または、空き家の利用者でリフォーム工事をする方	1/2以内	40万円		地域づくり協働課
		貯蔵								
		整理	空き家家財道具等処分費補助事業	空き家の家財道具等を処分する所有者を支援	・ゴミ等の処分にかかる経費等 ・仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費等	・空き家情報バンクに登録された空き家の所有者 ・空き家情報バンクに登録を希望する所有者 (市が空き家情報バンクに登録できると判断した場合) ・地域づくり組織が管理する空き家の所有者等	1/2以内	10万円		地域づくり協働課
		取得・貯蔵								
		取得	子育て世帯住まい応援事業	市内のUターン者用住宅のある地区(阿木・神坂・山口・川上・加子母)で中古住宅を取得する子育て世帯を支援	令和4年4月1日以降に契約した住宅であること 契約金額が100万以上であること	合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいる世帯	定額	30万円		地域づくり協働課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
東濃地域		除却	不良空家除去事業補助金	瑞浪市内に存する不良空家の除却を行う所有者等に対し補助を行う。 ただし、除却後の跡地を自己利用する目的の場合は補助対象外。	以下の1から8のいずれにも該当すること 1. 対象空家が不良空家であること。 2. 床面積の1/2以上が住居の用に居されていたもの。 3. 1年以上居住の用に供されていないもの。 4. 所有者等全員の同意を得ていること。 5. 補助対象者が敷地内に所有する補助対象空家及びこれに付属する工作物を全て除却し更地にすること。 6. 除却後の実績報告書が申請年度内に提出できること。 7. 市税等の滞納がないこと。 8. 暴力団関係者でないこと。	1. 不良空家の所有者 2. 土地所有者等で対象空家の除却について所有者等の同意を得ている者	対象経費の1/2	上限50万円	詳細は瑞浪市役所都市計画課（0572-68-9817）まで、お問い合わせください。	都市計画課
		整理	空き家家財道具等処分費補助金	空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助する。	・ごみ等の処分にかかる経費等 ・仮壇等の撤去や家財の移設にかかる経費等	・空き家情報バンクに登録された空き家の所有者 ・地域づくり組織が管理する空き家の所有者等	対象経費の1/2以内	上限10万円	詳細は瑞浪市役所シティプロモーション課（0572-68-9272）まで、お問い合わせください。	シティプロモーション課
	瑞浪市	改修	空き家等改修補助金交付事業	空き家空き地バンクに登録された空き家等への、居住を目的とした改修等を行う入居者または入居予定者に対して、空き家等改修補助金を交付する。	以下のいずれにも該当する者 1. 空き家等の入居者または、入居予定者 2. 空き家等の所有者等(売主・貸主)の3親等以内の親族でない者 3. 契約締結から1年以内に申請した者 4. 5年以上居住する意思がある者 5. 耐震性の有無が明らかでないまたは耐震性を有していない場合、居住後に耐震改修工事等により耐震化を実施する意思がある者 6. 世帯員全員に市税等の滞納がない者 7. トイレ、風呂、台所、居室等の生活するために必要な工事であること。 8. 10万円以上の工事であること。	空き家空き地バンクに登録された空き家等への、居住を目的とした改修等を行う入居者または入居予定者	・市内事業者への発注2/3以内 ・市外事業者への発注1/2以内	100万円	詳細は瑞浪市役所シティプロモーション課（0572-68-9272）まで、お問い合わせください。	シティプロモーション課
		取得	子育て世帯等移住促進奨励金	市外から移住された子育て世帯等で、新築住宅や中古住宅を購入した転出した方に奨励金を交付する。	以下のいずれにも該当する者 1. 5年以上継続して市内に居住する意思があること 2. 自治会に加入する者であること。 3. 瑞浪市への転入時に同一世帯に18歳未満の子どもが属している者または配偶者のいずれか一方が40歳未満である者であること。 4. 世帯員全員に市税等の滞納がないこと。 5. 暴力団等と関係を有していない者。 6. 日本人または外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。	令和5年1月2日以降の転入者で、令和5年1月2日から令和8年3月31日までに住宅を取得した者。 (注)令和5年4月1日から令和6年3月31日までの申請に限り、上記「令和5年1月2日以降」を「令和3年1月2日以降」とします。	定額	30万円	詳細は瑞浪市役所シティプロモーション課（0572-68-9272）まで、お問い合わせください。	シティプロモーション課

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
東濃地域	恵那市	その他	恵那市空き家バンク活用支援補助金	空き家バンクに登録しようとする物件又は空き家バンクに登録された物件に係る登記手続き、家財片付け、改修に要する費用を補助するもの。	(1) 改修補助：空き家バンクに登録されている空き家で売買及び賃貸契約が成立した空き家を改修した場合。  (2) 家財片付け：空き家バンクに登録されている空き家で売買又は賃貸契約が成立した空き家にある家財等を片付ける場合／空き家バンクに登録するために家財等を片付ける場合。  (3) 登記手続き：空き家バンクに登録するために所有権保存、表示登記、相続登記等を行う場合。	物件の所有者	(1) (2) (3) 1/2	(1) 150万円 (2) 10万円 (3) 10万円	(1) (2) (3) ともに、各種条件有り	地域振興課
		取得・改修	えなで暮らそう奨励金	住宅を新築、取得等した場合に、住宅取得及び土地取得に要する費用の一部を補助	住宅の取得等に要する費用が100万円以上であること。住宅の所有者が50歳未満であること。	住宅の所有者	1/10	30万円	①18歳未満の子どもが同居する場合は、上限額を20万円引き上げ ②住宅の取得に伴い市外から転入した場合は、上限額を10万円引き上げ	
		除却	危険空家解体撤去支援事業	危険空家の所有者等が危険空家を除去する際に必要な費用に対する補助	個人が所有する物件で、 (1) 特定空家に認定されたもの (2) 不良空家と判定されたもの	危険空家の所有者等 (相続人、所有者から委任を受けた者)	1/2	(1) 60万円 (2) 30万円	各種条件あり	
土岐市	改修	空き家リフォーム補助金	空き家バンクに登録された物件の新たな所有者または新たに賃借することを決定した方が当該空き家をリフォームした場合に補助するもの。	以下全てを満たすリフォームが対象 ①主要構造部、トイレ、風呂、台所、居室等の生活するためには必要なリフォーム ②市内に営業所等のある事業者が施工するリフォーム ③工事費が10万円以上のリフォーム	空き家バンクに登録された物件の新たな所有者または新たに賃借することを決定した方で、以下の全てを満たす方が対象 ①交付後、3年以上居住する意思のある方 ②売買／賃貸契約の相手が3親等内の親族でない方 ③世帯員全員に市税等の滞納がない方 ④土岐市定住促進奨励金の交付を受けない方	1/2以内	100万円		市民活動課	
		整理	空き家家財道具等処分費補助金	空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助する。	空き家バンク制度内で売買・賃貸借契約された物件が対象 ・ごみ等の処分にかかる経費等 ・仮壇等の撤去や家財の移設にかかる経費等	・空き家バンクに登録された空き家の所有者	1/2以内	10万円		
	除却	危険空家等除却支援事業補助金	市内の危険空家を除却する所有者等に対し補助金を交付する。	(1) 対象となる空き家 ・市内の空き家（住宅）で個人が所有するもの（固定資産課税台帳に登録されているもの） ・所有権以外の権利が設定されていない空き家 ・公共事業による移転などの補償対象になっていない空き家  (2) 対象となる工事 ・敷地内にある補助対象の空き家とそれに附属する工作物などすべてを除却する工事 ・補助を受けられる方（申請者）が発注する工事 ・市内に事業所がある工事業者（解体工事業などの登録が必要）が行う工事 ・補助金の交付決定後、工事業者と請負契約を結び、交付申請をした日の属する年度の2月15日までに完了する工事	空き家の所有者またはその相続人（複数の場合は、全員の同意が必要）	1/2以内	50万円		生活環境課	

## 空き家対策に係る岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
飛騨地域		取得・改修	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金	移住者が、市内の一戸建ての空き家を賃借、取得、改修する費用に対する補助。	補助対象事業者が、交付要綱に定める補助対象事業を実施すること。 (移住後5年間の定住の確約が必要。)	飛騨地域以外から高山市へ移住し、一戸建ての空き家を賃借する人、又は高山市に居住するために一戸建ての空き家を賃貸、取得、改修する人。	・賃貸1/3 ・取得、改修1/2	・賃貸1.5万円/月 (3年間) ・取得、改修100万円／件 取得・改修併用の場合も上限額は同様	・土地の取得費用は除く ・改修は、空き家の取得後6ヶ月以内に着手する場合のみ	ブランド戦略課
		賃借								
高山市		取得・改修	まちなか定住促進事業補助金	一戸建て住宅を取得、改修する費用に対する助成	高山市外から中心市街地に定住する者	自己居住用の住宅を新築、取得、改修しようとする者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)当該住宅に移住する者があること (2)申請者及び移住する者は、当該事業完了後、5年以上継続して当該住宅に定住する意思のある者 (3)地域住民との交流を積極的に図る意思のある者 (4)取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことのある一戸建て住宅であること。 (5)ふるさと暮らしに規定する購入持ち家空家改修費補助金の交付を受けていないこと。 (6)この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた者でないこと。 (7)虚偽の申請その他不正な手段により中心市街地以外に住民登録をしていないこと。	1/2	150万円／件 ただし、居住者がいる住宅に移住する場合は補助金の額は30万円		雇用・産業創出課
		除却	空家等除却支援事業補助金	保安上危険となるおそれのある空家等の除却等に係る費用に対する助成	次に掲げる要件を全て満たす事業とする。 (1) 補助対象空家を全て除却するものであること。 (2) 除却工事に関する関係法令に適合するものであること。 (3) 年度内に除却工事が完了するものであること。 ・補助金の交付の対象となる経費は、補助対象空家の現地調査費、除却工事費、廃材処理費、施工管理費等とする。	次に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。）とする。 (1) 補助対象空家の所有者又はその相続人であること。 (2) 補助対象空家の所有者又はその相続人が複数の場合は、全員の同意を得ていること。 (3) 市税に滞納がないこと。 (4) 申請者の前年度所得税額が27万円以下であること。 (5) 高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）に規定する暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。	1/2	100万円／件		建築住宅課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
飛騨地域 飛騨市		改修	空き家等賃貸住宅改修事業補助金	空き家所有者が空き家等を賃貸住宅にする改修工事費の補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助金の交付を受けた日から引き続き5年（補助額が200万を超える場合は10年）、当該空き家等を飛騨市住むとこネット（空き家バンク）に賃貸物件として登録する意思があること。</li> <li>・本補助金の交付を受けた日から5年（補助額が200万を超える場合は10年）は、転売又は二親等以内の親族に賃貸しないこと。</li> <li>・市税等を滞納していないこと。 等</li> </ul>	空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う者（個人から空き家等を購入して賃貸を行う市内に事業所を有する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を含む。）であること。	1/2	250万円		ふるさと応援課
		取得・改修	住宅新築・購入支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入する場合に助成金を交付	飛騨市住むとこネット（空き家バンク）に登録された空き家を取得し、改修工事を行う移住者に対し、費用の一部を補助。	本市内に定住する目的で住宅を取得し、市に住民登録する転入世帯で、市内に居住する二親等以内の親族を持たない世帯。	改修費の1/3	150万円	住宅購入助成金 基本額10～30万円 (別途加算額あり) ※改修は市内業者施工に限る。	建築住宅課
		整理	空き家家財道具処分費等補助金	仮壇や家具など家財道具の処分及び相続登記に対する補助	原則3年を超える期間、飛騨市住むとこネット（空き家バンク）に登録すること。 等	所有者等	①家財処分1/2 ②相続登記 1/10	①10万円 ② 2万円		ふるさと応援課
		除却	空家除却補助金 ※R7.4月下旬 補助要件について 一部改正予定	利活用の見込みがなく、不要な空家の解体に要する費用の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にあり、過去に住居として利用されていたもので、おおむね1年以上居住の用に供されていない空家を対象とする。（事務所、小屋、倉庫等は対象外）</li> <li>・空家の解体工事費および解体に伴う廃材処分費を対象経費とする。（空家内部の家財道具や敷地内の動産等の処分は対象外）</li> </ul>	(1)所有者等 一般空家、特定空家 (2)行政区等 ①一般空家 ②特定空家（除却のみ） ③特定空家（取得し除却）	除却工事費用の (1)1/2 (2)①1/2 (2)②1/2 (2)③2/3	(1) 100万円 (2)①100万円 (2)②200万円 (2)③200万円	補助要件等確認のため、申請前に事前相談を義務付け	建築住宅課

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

※記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
飛騨地域	下呂市	賃借	U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金	都市部から市内への移住され居住のための家賃を支払う方（55歳未満）に対しての補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・U・I・Jターン者で、下呂市に住民登録した日の年齢が55歳未満の方</li> <li>・下呂市に住民登録した日から6ヶ月以内</li> <li>・本市に引き続き5年以上生活の本拠として居住する意思のある方</li> </ul>	55歳未満のU・I・Jターン者	家賃の1/2	2万円	交付期間24月（2年間）	地域振興課
		取得	移住促進住宅購入費等助成事業補助金	下呂市へ移住定住を目的に中古住宅の購入又は中古住宅を改修した方に対しての補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・U・I・Jターン者で、転入日の3年前の日の翌日から転入日までの間に市民でなかった方</li> <li>・転入前1年または転入後3年以内対象工事が完成する方</li> <li>・改修の施工業者は市内に本店を有する業者</li> <li>・下呂市へ定住する方</li> </ul>	U・I・Jターン者	①住宅新築・購入費用の1/10 ②中古住宅購入費用の1/5 ③中古住宅改築費用の1/2	①100万円 ②50万円 ③30万円		地域振興課
		取得								
		改修								
	下呂市	除却	下呂市不良空家等除却支援事業補助金	市内に存する空家等の除却を行う者に対する補助	住宅改良法第2条第4項に規定する不良住宅のうち近い将来、特定空家に成りうる可能性があると市長が認めたもの又は特定空家	補助対象家屋の所有者又はその相続人	1/3	100万円		建設総務課
		改修	空き店舗等活用事業補助金	市内の空き店舗及び空き家の解消及び有効利用を促進し、地域商業の活性化を図るため、空き店舗等を活用して事業を営もうとする方に対して補助金を交付する。	小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業で、事業を3年以上継続する意思のある方 ①空き店舗等の改修に係る経費の一部を補助 ・市内事業者に工事を請け負わせる場合に限る。 ・営業開始前の改修に限る。 ・建物購入、備品購入に係る経費は含まない。 ②空き店舗等賃借料の一部を補助 ・賃借契約後、営業を開始してから1年間。 など	市内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする個人又は法人その他の団体	①1/2以内 ②1/2以内	①10万円/件 ②36万円/年（3万円/月）		商工課
		賃借								

## 空き家対策に係る 岐阜県内の市町村の助成制度 一覧

R7.4.1時点

\*記載の内容は変更となる場合があります。詳細については各市町村の担当課にお問い合わせください。

地域	市町村名	助成の種別	制度名称	制度の概要	要件	補助対象者	補助率	補助上限額	備考	市町村担当課
飛騨地域	白川村	賃借	白川村空き家再生活用事業補助金	本村の定住人口の増加により、地域の活性化及び地域力の向上を図るために村に存在する空き家に定住の意思をもつて、白川村に転入し居住しようとしている者又は入居する日から遡って9年以内に村内へ転入してきた者に対する補助	①空き家の借家等の賃借料や空き家に付属する駐車場、農地等の賃借料 ②空き家及び空き家に付随する土地の購入費 ③空家の改修に掛かる費用（購入又は賃借してから1年以内に着手した改修にかかる費用に限る）と水回りの改修	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1) 住民登録等がある者、又は住民登録等を行う予定の者 (2) 定住の意思がある者 (3) 地域住民との交流を積極的に図ることができる者 (4) 村税等の滞納がない者	①1/3以内 ②1/3以内 ③1/2以内	①1.5万円/月・3年 ②100万円/件 ③300万円/件		観光振興課
		取得								
		改修								
白川村	除却	白川村老朽危険空家等除却支援事業補助金	空家等に起因する安全・防犯・衛生、景観など生活環境上の問題の改善を図ることを目的とし、村長が認めた老朽危険空家等の除却等に係る費用に対する補助	老朽危険空家等に認められた物件の除却費	次に掲げる要件を全て満たす者（個人に限る。） (1) 補助対象空家の所有者又はその相続人であること。 (2) 補助対象空家の所有者又はその相続人が複数の場合は、全員の同意を得ていること。 (3) 村税に滞納がないこと。 (4) 白川村暴力団排除条例（平成24年白川村条例第1号）に規定する暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 (5) 補助対象空家を除却する際に発生する廃棄物を白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年白川村条例第20号）に規定する方法で処理していること。	1/2以内	100万円/件			観光振興課